障害者週間

障害者週間は2004年(平成16年) 6月に障害者基本法で | 2月3日から9 白までの | 週間と定められました。

障がいの福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会 経済、文化その他あらゆる分野に積極的に参加する意欲を高めることを 首的として、党められています。

個性があってあたりまえ

*** 私たちが暮らす社会には、身体 が不自由だったり、知的な障が ●●■■■■■■■■■■■■■■ いがあったり、精神的に不安な

人たちがいます。それは、生まれつきだったり、事故や病気が原因であ ったりと人それぞれです。背の高い人や低い人、音楽の得意な人不得意 な人がいるように障がいのある人とその障がいについても人の個性と同 じように考えることが大切です。

社会的な誤解や偏見などによって、障がいのある人の社会参加や自立が 妨げられたり、また、障がいがあるというだけで差別されたり、虐待を 受けたり、「曽に見えないバリア」があります。日常の生活の中で、障 がいについて理解を深め、人格と個性を尊重し合いながら、共に支え合 い、異に生きていく社会をつくりましょう。



FAX0774-78-3212



バリアとは具体的にどんなもの?

物理的なバリア

こうきょうこうつう き かん どう る 公共交通機関、道路、 建物等において、移動 **🏗などで困難をもたら** す物理的バリア

制度的なバリア

社会のルールや制度に よって、障がいのある 人が能力以前の段階で 機会の均等を奪われて いるバリア

がんば、草椅子を使用している人が、ド アの前に階段があるとお店に入れませ ん。それは「階段を使えない人のことを 想定していなかった」「多くの人は階段 が使えるから」などからつくり出された ものと考えられますが、革椅子を使用し ている人にとっては暮らしにくさを感じ ることになります。

意識上のバリア

周囲から心無い言葉、 差別、無関心など、障 がいのある人を受け入 れないバリア

じようほう めん 文化・情報面での バリア

ピムラルョラ った かた ふじゅうぶん 情報の伝え方が不十分であ るために、必要な情報が平 等に得られないバリア

バリアは影けないこと等そのものではなく、 歩けない、見えない人たち等が利用すること を想定しない状況をつくり出してしまった 「社会」の側にあります。「バリア」が社会 の中につくられていることに気づいたら、こ れからはバリアを生み出さない、取り除くた めの行動を起こしましょう。







気づきからはじめる「こころのバリアフリー」

社会にあるバリアに気づく (障がいのある人等様々な 人の視点で)

バリアがあることを周囲 (行政、友人、仲間等)に 伝える

自分のできる「バリアを取 り除く」行動をする

ALECTE BEEN BEEN COLOR COLOR CON COLOR COL

第22回 和東町人権を考える集い

2022年12月3日(土)

時 間

9時30分~ 12時

場所

和東町人権ふれあいセンター

2 F 大ホール

内

一部 小・中学生人権作文発表

2部 人権講演

講師 中村 朱美さん

「仕組みですべての人を幸せに」

~認め・協力し合える居場所づくり~

□新型コロナウイルス感染症の影響により、急遽開 催中止となる場合があることをご了承ください。

ૡઌ૱ઌઌ૱૱ૡઌ૱૱ઌઌ૱૱ઌઌ૱ઌઌ૱ઌઌ૱ઌઌ૱ઌઌ૱૱ઌઌ૱૱ઌઌ૱*ઌઌઌ*

和東中学校で後期人権学習が行われました。

1年生はノーマライゼーションの理念から、社会に多くのバリア (障がい) が存在することやその解 消について学習しました。

2年生は、世界の現状から平和な世界にするために必要なことを考え、3年生は、これまでの人権学 習の振り返りと、進路と人権について学びました。

3年生の3回目の授業では、生徒2人一組で面接の質問を出し合って、差別につながる質しには答え ないという対処法を実践で学習しました。

人権学習のまとめとして、人権問題について学習したこと、自らの体験や日常考えていることを人権作文として書いてもらい、代表者には I 2月3日(土)に行われる人権 を考える集いで発表していただきます。

各種料金の支払いができます

町府民税

国民健康 保険税

固定 資産税 軽白動車 稅

上下水道代

介護 保険料 後期高齢者 医療保険料



※し尿汲み取り券を販売しています

ひとりで悩まずご棺談ください。 ペーペペーペー

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じま す。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その **問題の解決や解消を援助します。**

人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』に お越しください。



月日···I2月9日(金)

| 2月の相談日

時間・・・午前9時00分~正午

場所・・・人権ふれあいセンター



人権啓発課(人権ふれあいセンター内) でも人権に関わる相談を随時行っていま すので、お気軽にご相談ください。

> お問い合わせ先 和束町人権啓発課 (人権ふれあいセンター) TEL0774-78-3488 | FAX0774-78-3212